

随意契約理由書

1 業 務 名	阪神高速道路ネットワークモデルの実務適用等に関する検討業務（その2）
2 業 者 名	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所
3 随意契約理由	<p>本業務は、これまでに構築した3次元の阪神高速道路ネットワークモデルの実務適用等を目的として、橋脚のグルーピング方法を見直すとともに、構造物モデルの精緻化を行い、地震シミュレーションの精度向上を図るものである。また、それらの構造物モデルと南海トラフ地震動を用いた地震シミュレーションを行い、路線単位で想定される被害箇所や被害状況等の阪神高速道路構造物の被害傾向を確認し、今後の耐震対策に資する検討を行う業務である。</p> <p>したがって、本業務を行うにあたっては、</p> <p>① 阪神高速道路ネットワークモデルを活用した過去の地震影響評価等を行うために、阪神高速道路の構造物に精通し、長大橋を含む高架橋の図面情報等から解析モデルの構築に必要な情報を抽出するとともに、解析精度向上等のノウハウ等を有していること。</p> <p>② 当社の技術審議会※と一貫した検討が可能な有識者委員会を組織できること。</p> <p>が求められる。（※: https://www.hanshin-exp.co.jp/company/kigyou/council/index.html）</p> <p>一般財団法人阪神高速先進技術研究所（以下、「当該研究所」という。）は次のとおり本業務に必要とされる実績及び体制を有している。</p> <p>① 2018年～2020年度に実施した「阪神高速道路ネットワークの大規模解析モデルの構築に関する調査研究業務」及び2021年度に実施した「阪神高速道路ネットワークモデルの実務適用等に関する検討業務」において、阪神高速道路全線の構造物情報を収集し、阪神高速道路の構造物に精通しており、また、長大橋を含む高架橋の図面情報等から解析モデルの構築に必要な座標、線形、形状等の情報を抽出し、解析精度向上等の実績を有している。</p> <p>② 当社技術審議会の委員及び顧問をメンバーに含めた技術委員会を既に有している。</p> <p>本業務の実施にあたり、当該研究所が有する特殊な知識と経験が不可欠であることから、本業務の契約相手方として、当該研究所を選定し、当該研究所以外の参加者の有無を確認する公募手続きに付したところ、参加意思確認書の提出者がいなかった。</p> <p>よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により、一般財団法人阪神高速先進技術研究所と随意契約するものである。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
	阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。